

第37回 強制退院

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎
黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一郎

Q. 当院に長期入院している患者Aが退院しないので困っています。

Aは、5年前に当院での心電図検査の結果、急性心筋梗塞と診断され、緊急に右上腕動脈からの心臓カテーテル検査および経皮的冠動脈再建術（PTCA）を受けましたが、その後、Aは、「まだ、心臓に不安がある」「手術の後遺症が出た」などと主張して、現在まで入院を続けています。しかし、先日の検査では、Aの心機能はほぼ正常化していたので、当院では入院治療の必要がなくなったと判断し、「あとは通院での治療にしましょう」と告げて退院を促しました。

これに対し、Aは、「今も手指がしびれており、これは、手術ミスによる後遺障害だと思います。手指がしびれる後遺障害があつては、まともな仕事にも就けないので、治るまで入院を続けたい。」「頼れる親類縁者がいないので、退院後の行き先がない。」などと主張し、退院を拒絶しています。

当院としては、手術ミスによる後遺症だとは全く考えておらず、Aを一日も早く退院させたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A. [結論]

話し合いによる解決は不可能と思われるので、Aに対し、病室明渡の訴訟を提起することをお勧めします。

[理由]

本件では、Aの心機能がほぼ正常化し、通院での治療が可能な状態になっているのですから、入院の必要がなくなったAに退院請求をしても、人権問題にはなりません。また、Aは、退院後の生活の不安を訴えていますが、それは社会保障制度で解決すべき問題ですから、医療機関が肩代わりする必要はありません。

貴院とAとの入院診療契約は、「入院施設を利用して、病状が通院可能な程度に回復するまで治療することを目的とした私法上の契約」と解釈されます。よって、医師が患者の病状が通院可能な程度に回復したと診断した場合には、患者に退院を通告することにより、入院契約を終了させることができ、これによって患者は病室から退去する義務を負います。しかし、Aが退院を拒んでいる以上、訴訟以外に解決の手段はありません。よって、顧問弁護士と相談し、病院がAを被告として、病室明渡の訴訟を提起する必要があります。

なお、病院が患者に病室明渡の訴訟を提起し、勝訴した判例がいくつも出ています。（参考裁判例①～④参照）

質 疑 応 答

医 師：患者Aは院内の禁煙区域で喫煙したり、無断外出したり、病室内に私物のテレビや家具を持ち込むなど、わがまま勝手な行動を続けており、看護師らも持て余しています。

弁護士：長期入院患者によるトラブルは、数多く報告されています。患者には弱者であるという甘えがあり、病院の方も法的手段を取ることを躊躇することが、解決を遅らせていると思います。

医 師：病院が法的手段を取ると、Aの方でも、医療過誤を主張して損害賠償訴訟を起こしてくる心配はないでしょうか。

弁護士：大いにあります。病院がAを提訴する以上、これに対抗してAが病院を提訴してくることは、当然覚悟しなければなりません。参考裁判例のケースでも、病院側が提起した明渡訴訟の最中に、患者が損害賠償請求の反訴を提起しました。しかし、裁判所は、病院の請求を認め、患者の請求は棄却しています。

医 師：双方が訴訟を提起するとなると、大事件になりますね。

弁護士：しかし、重要なことは、先に病院が提訴することです。逆に患者が病院を提訴してから、病院が提訴した場合は、裁判所の受け止め方も相当違ってくるでしょう。

医 師：それは、どうしてですか。

弁護士：患者の損害賠償請求は正当な権利行使であり、後から提起した病院の病室明渡請求は、患者の権利行使に対する妨害や復讐ではないかという、誤解を生む恐れがあります。

医 師：なるほど。ところで、患者Aは、治療費も滞納しているのですが、病室明渡の訴訟と一緒に治療費の訴訟も提起できますか。

弁護士：もちろんです。参考裁判例のケースでも、病院が治療費の請求をし、勝訴しています。

【参考裁判例】

- ① 岐阜地裁平成20年4月10日判決
原告が運営する病院において、急性心筋梗塞の治療の際、医師の過失により損害を被ったとして5年以上にわたり入院したまま退去しない被告（患者）に対し、入院契約が終了したとして病院からの退去と未払治療費の支払いなどを求めた。被告は原告に対し、反訴を提起したうえ、上記治療の際、医師の過失により損害を被ったとして、損害賠償を求めた。
裁判所は、本件事故において原告病院に過失があ

ったことは認められないこと、退院しても被告の日常生活に大きな支障のないこと、通院加療により病状をコントロール可能であることが推認できることなどにかんがみると、原告が被告に対して退院請求することが信義則に反するものではないとし、原告の請求を認容し、被告の反訴請求を棄却した。

- ② 名古屋高裁平成20年12月2日判決
参考裁判例①の控訴審。
病院側の請求を認容した1審判決が維持された。
- ③ 東京地裁昭和44年2月20日判決
外来患者として診察を受けた患者が、足のむくみ、手足の痛みなど一応多発性神経炎もしくは心不全の疑いのある自覚症状を訴えたことから、検査入院をして精密検査を行ったが、2ヶ月後には入院加療を要する他覚的所見が認められず、入院加療を継続する必要がないと診断された。そこで病院側が主治医や事務局を通じて退院勧告を行い、病室明渡の仮処分を申請したところ、これを認める決定が出され、患者が異議を申立てた事件。
裁判所は、本件患者が、「各種の精密検査の結果に基づく医師の医学的、合理的な判断により、もはや通院治療が可能な程度にまで症状が治癒し、入院加療を必要としない健康状態にあることが判明し、これを理由に病院から退院通告を受けたのであるから、右入院契約は、目的の到達により、終了し、債務者は、同契約上債権者に対し占有使用中の右病床を返還し、病室を退去して退院すべき義務がある」として異議を認めなかった。
- ④ 大阪地裁昭和60年9月30日判決
肺結核で長期入院をしている患者が、病院内で結核患者の会に加入して病院に対して待遇改善をするとともに同病院の入院患者に対し闘争を呼びかけるピラおよび被告病院に対する要求事項を書いたピラ合計100枚ほどを被告病院の病室に配布してまわった。病院は患者との診療契約を一方的に解除して退院させた。これに対し、患者が病院に対して、退院させたことが不法行為にあたるとして慰謝料等支払を求めて訴えを提起した。
裁判所は、本件患者は、是非とも入院治療を要する程度のものであったとはいえないと判断し、また、患者に対する一方的な退院請求についても、「病状を悪化させることが明らかであるかその危険性の大きいことは予見されない」と判断して、請求を棄却した。